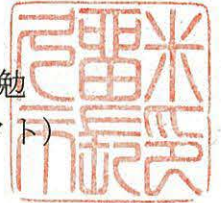


2総政第158号  
令和2年4月30日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(特別定額給付金プロジェクト)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

「特別定額給付金」の申請書送付及び申請情報入力業務等を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

## 【諮問案件】

「特別定額給付金」の申請書送付及び申請情報入力業務等を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する給付対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

## 【特別定額給付金プロジェクト】

### ○業務概要

国は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）において、感染拡大防止に留意しつつ迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として「特別定額給付金」（以下「給付金」という。）を支給することを決定した。給付金の対象者は基準日（令和2年4月27日）において市区町村の住民基本台帳に記録されている者であり、事業の実施主体は市とされている。

給付に当たり、市から全ての受給権者（世帯主）に申請書を送付する。受給権者は郵送又はオンラインでの申請が必要である。郵送で申請する場合は、市から送付する申請書に必要事項を記入し返送する。オンラインで申請する場合は、マイナポータルにて必要事項を入力する。なお、オンラインでの申請はマイナンバーカード保有者で、かつ、マイナポータルを利用するための環境整備ができていない者が対象である。市は申請書に記載された、又はオンラインで入力された情報を給付金システムに取り込み、口座情報や給付決定の進捗等の管理を行う。

最も早い受給権者には5月中の給付を予定しているため、5月中旬には申請書を送付する必要があるが、一つ一つの工程を個別に委託する時間的余裕がないことから発送に関わる業務（申請書作成、封入封緘、申請書に不備があった場合の返送等）を民間事業者へ委託する。

### ○提供する個人情報の内容

支給対象者（基準日現在で305,115人）の氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、電話番号、世帯主名、宛名コード、世帯コード、金融機関名、本・支店名、口座種別、口座番号、口座名義

### ○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

この事業は、感染拡大防止に留意しつつ的確に家計への支援を行うために支給するものであり、迅速に実施する必要がある。5月中旬に受給権者へ申請書を送付するためには、より迅速かつ確実に作業を進める必要があり、オンライン結合等によりデータを提供することは、公益上の必要があると考えられる。

### ○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報の提供に当たっては、VPN（※1）回線を利用したネットワーク経由でデータの送信を行う予定である。個人情報の取扱いに関する条項や委託期間満了後の取扱いについては契約書に明記する（別紙1）。給付金システムについては、LGWAN上のシステムを用いる予定である。LGWANは「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」によるファイアウォール等のセキュリティ対策も施されており、また、地方公共団体と各種行政事務サービスを提供する事業者のみが専用回線で繋がる閉域ネットワークであるためセキュリティは高く、情報漏えい等のリスクは極めて低いものと考えられる（別紙2）。

また、受託事業者は、ISO/IEC27001（※2）及びプライバシーマーク（※3）を取得しており、

個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している。なお、受託事業者は、本市の営農管理システムや健診情報システムを請け負っており、情報漏えい等の事故の発生などもない。

本業務は、市の承認を前提として、受託事業者から別の民間事業者へ一部を再委託する予定である。受託事業者から再受託事業者への情報の提供は、本市の情報セキュリティ規則に則りセキュリティ便でのデータ渡しを行う予定である。再受託事業者も ISO/IEC27001 を取得し、他自治体の総合印刷業務や封入封緘業務を請け負っており、情報漏えい等の事故の発生などもない。

以上のことから、情報漏えい等のリスクは低いと考えられるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

(※1) VPN

VPN とは Virtual Private Network の略称であり、インターネット上に仮想的な専用線を設けて、セキュリティ上の安全な経路を使ってデータをやり取りするものである。

(※2) ISO/IEC27001

ISO/IEC27001 とは、国際標準化機構 (ISO) と国際電気標準会議 (IEC) が共同で作成した情報セキュリティに関する国際規格である。情報資産を適切に保護し、情報の機密性、完全性を確保し、さらに情報の可用性を保持し、情報資産の価値を高めることを第三者である機関が適切に運用されているかを公平な立場から審査し証明している。

(※3) プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

○実施時期 令和2年5月上旬

## 【別紙 1】

### 業務委託契約書案（抜粋）

甲：久留米市 乙：受託者

#### （秘密の保持）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 〇条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

#### （再委託の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

#### （収集の制限）

第〇条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

#### （複写及び複製の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。但し、甲の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

#### （目的外使用及び第三者への提供禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。但し、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### （授受及び搬送）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄及び消去)

第〇条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄及び消去したときは、甲に書面での報告をしなければならない。

(報告)

第〇条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第〇条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第〇条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(損害賠償)

第〇条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

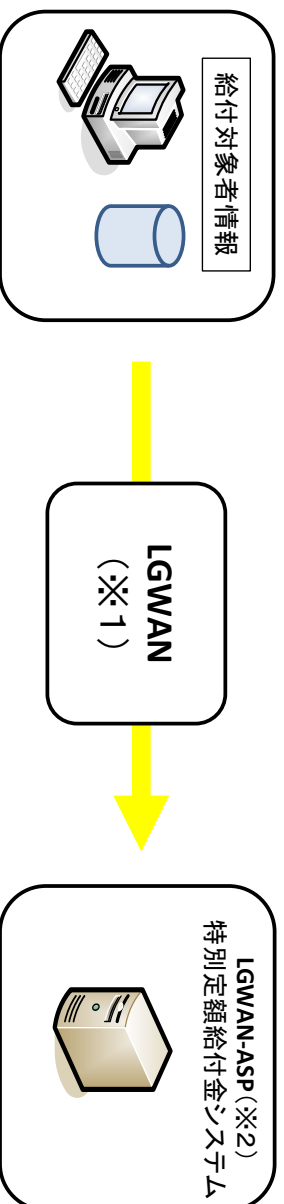
【別紙2】

- 令和2年5月 特別定額給付金プロジェクト

LGWAN-ASPを利用したサービスによる委託業者との給付対象者情報の受渡しを行う。  
※システムへの住基情報のセットアップ時のみVPN回線を用いて受託業者にデータを渡す。

久留米市

受託事業者



※1 LGWAN(Local Government Wide Area Network)

LGWANとは地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（インターネットから切り離された閉域ネットワーク）のこと。都道府県、市町村、国の各府省が接続されており、地方公共団体情報システム機構が管理している

※2 LGWAN - ASP(LGWAN-Application Service Provider)

LGWANという非常にセキュアなネットワークを介して、利用者である地方公共団体に各種行政事務サービスを提供すること。

給付対象者情報のデータ転送にLGWANを用いることの利点

1. セキュリティの向上
  - ・地方公共団体情報システム機構が認定したLGWAN-ASPサービスの利用により高セキュリティでデータ授受可能
  - ・電磁的記録媒体の紛失のリスクがなく運搬による問題が起きない
2. 利便性の向上
  - ・物理的な媒体の配送と比較しデータ授受のため遠隔地であっても短時間で何回でもデータの授渡しが可能
  - ・電磁的記録媒体の作成やセキュリティ便発送の負荷が軽減できる